

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(認定の申請)

第2条 条例第3条第1項ただし書、第4条第1項ただし書又は同条第3項ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（第1号様式）の正本及び副本にそれぞれ別表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する認定に係る審査のため特に必要があると認めるときは、同項に規定する図書のほか、認定に係る事項について必要な図書を添付させることがある。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、その旨を申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第3条 前条第1項の規定による申請をした者は、同条第3項の通知を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定を受けた後の変更)

第4条 建築主は、第2条第1項に規定する認定を受けた後に認定申請書に記載した事項を変更しようとするときは、改めて認定を受けなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(公示の方法)

第5条 条例第10条第2項に規定する別に定める方法は、市役所の掲示場への掲示とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第3号様式とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定

に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。

(補足)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第121号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、公布の日から施行する。